

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

【報告】

件名	新宿区個人情報保護条例の一部改正について
----	----------------------

内容は別紙のとおり

1 条例改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の改正に伴い、情報提供等記録（※1）の訂正を行った場合における通知先に「条例事務関係情報照会者」及び「条例事務関係情報提供者」を加えるほか、規定を整備する。

※1・・・不正な情報連携を抑止するため、情報照会者及び情報提供者は、情報連携のための特定個人情報の「提供の求め」又は「提供」をしたときは、①情報照会者及び情報提供者の名称、②「提供の求め」及び「提供」の日時、③特定個人情報の項目などを、情報提供ネットワークシステム（総務大臣が管理運営）に接続された情報照会者及び情報提供者が使用する電子計算機に記録し、政令で定める期間（7年間）保存する。

2 番号法改正の主な内容等

(1) 改正の概要

自治体が行う「条例で定める事務」（独自利用事務）において情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携（※2、資料58-1）を可能とすることとし、情報連携の範囲を拡充することとした。（資料58-2）

※2・・・複数の機関の間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組みをいう。（平成29年7月から開始）

(2) 改正後の規定

① 第19条第8号の追加

特定個人情報を提供できる場合を規定した第19条に第8号（※3）が追加された。

※3・・・条例事務関係情報照会者が、条例事務関係情報提供者に対し、独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。（抜粋）

② 第26条の追加

「独自利用事務に係る情報連携（第19条第8号）においては、法定事務に係る情報連携の各規定（第21条から第25条まで【情報提供等の記録など】）を準用する。」とする規定が追加された。

③ 第30条の改正

「行政機関（国）が保有し、又は保有しようとする情報提供等記録に係る行政機関個人情報保護法第35条の適用については、読み替える。」とする第30条の読み替え字句が改められた。（資料58-3）

(3) 番号法における自治体の位置付け

番号法第31条（抜粋）

地方公共団体は、行政機関の長などが講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

3 条例改正の内容

別紙（資料58-4（案））のとおり

【具体的内容】

- (1) 「情報提供等記録」の定義を改める。（第2条第9項）
番号法第26条（新設）により準用する場合を含める旨を明記する。
- (2) 番号法の引用条項を改める。
 - ・ 第32条の6第3項
番号法第19条第13号 ⇒ 番号法第19条第14号
 - ・ 第32条の7第1号
番号法第28条 ⇒ 番号法第29条
- (3) 「情報提供等記録の提供先への通知」規定を改める。（第32条の8）
 - ① 規定の内容
 - ・ 「保有個人情報の内容が事実でないので、訂正して欲しい」旨の請求を受け、保有個人情報の訂正を行うときは、その旨の決定を行い、請求者に通知する。（第27条第3項）
 - ・ 訂正の決定に基づき、情報提供等記録の訂正を行ったときは、次に掲げる者に通知する。（第32条の8）
 - ① 総務大臣
 - ② 情報照会者（法定事務に係る情報連携）
 - ③ 情報提供者（法定事務に係る情報連携）
 - ④ 条例事務関係情報照会者（独自利用事務に係る情報連携）
 - ⑤ 条例事務関係情報提供者（独自利用事務に係る情報連携）（※4）

※4・条例事務関係情報照会者になり得るのは「自治体」のみであり、国はなり得ない。そのため、行政機関個人情報保護法第35条による情報提供等記録の訂正（国が行うもの）の通知先としては、条例事務関係情報提供者は有り得ない。一方、各自治体の個人情報保護条例においては、両者を規定することになる。（資料58-2）

4 施行日

平成29年5月30日

※・今回改正の施行日は、「番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日」となる。当該「施行の日」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成28年政令第405号）」により、平成29年5月30日と定められた。

5 議案上程の時期

平成29年第1回区議会定例会